

## 津山圏域資源循環施設組合談合情報対応マニュアル

### 1 目的

このマニュアルは、津山圏域資源循環施設組合が発注する建設工事等の入札の適正を期するため、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）に対して、的確な対応を行うため、その具体的な手続きを定めるものとする。

### 2 情報の確認及び報告書の作成

入札に付そうとする契約案件について談合情報があった場合には、情報受信者は当該情報提供者の身元、氏名等を確認のうえ、談合情報報告書（様式1）にまとめ、津山圏域資源循環施設組合建設工事等入札指名委員会（以下「委員会」という。）の事務局である総務課に提出するものとする。なお、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

### 3 委員会への報告

事務局は、2により談合情報報告書の提出を受けた場合には、速やかに委員会に報告しなければならない。また事務局において談合情報を把握した場合も同様とする。

### 4 委員会による審議

委員会は、3により事務局から報告を受けた場合には、当該情報についての信憑性の判断及び6又は7の手続きによることが適当であるか否かについて審議するものとする。

### 5 信憑性の判断基準等

4の信憑性の判断に当たり、当該談合情報について次の各号のすべてに該当する場合、又は委員会が特に調査が必要と判断した場合には、信憑性があるものとし、6又は7の手続きによることとする。

- (1) 工事名、施工場所又は工種等が明らかで、入札案件が特定されるもの
- (2) 情報提供者の氏名及び連絡先が明らかで、情報入手方法が説明されるもの
- (3) 談合情報内容に落札予定者名及び落札予定金額が明示され、かつ次の事項を含むもの
  - ① 談合に関与した者

- ② 談合が行なわれた日時及び場所
- ③ その他談合に関与した当事者以外知り得ないと思われる内容

## 6 入札執行前に談合情報を把握した場合の対応

入札執行前に、談合情報があった場合は、原則として次により対応する。

### (1) 事情聴取

事情聴取は、総務課及び工事担当課の複数の職員により、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して、個別に面談室等で行う。この場合、積算内訳書等の提示を求めることができる。なお、聴取結果については事情聴取書（様式2）に記録する。また、事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前に行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日を延期したうえで行う。

### (2) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、津山圏域資源循環施設組合契約規則（平成21年規則第21号）第2条で準用する津山市契約規則（平成6年津山市規則第5号。以下「津山市契約規則」という。）第17条の規定に基づき、入札の執行を延期し、又は取り消す。

### (3) 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者に誓約書（様式3）を提出させるとともに、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、この入札は無効とする旨の注意を促したうえで入札を行うものとする。

入札の結果、談合情報と落札業者が一致し、かつ落札金額が極めて近い場合は、落札を保留し、積算内訳書の提出を求め調査するものとする。積算内訳書の調査の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、(2)により対応する。

なお、落札金額の近似性については、あらかじめ指名委員会において協議しておくものとする。

## 7 入札執行後に談合情報を把握した場合の対応

入札執行後に、談合情報があった場合は、原則として次により対応する。

### (1) 契約締結以前の場合

#### ① 事情聴取

6(1)と同様の手続きにより、入札参加者全員に対して速やかに事情聴取

を行い、聴取結果を事情聴取書に記録する。

② 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、津山市契約規則第17条の規定に基づき、入札を無効とする。

③ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約を締結する。

(2) 契約締結後の場合

① 事情聴取

6(1)と同様の手続きにより、入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行い、聴取結果を事情聴取書に記録する。

② 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約の履行期限等を考慮して、契約を解除するかどうかを判断する。

③ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約を続行する。

8 公正取引委員会等への通報

(1) 総務課長は、3により委員会へ報告した場合には、公正取引委員会に談合情報報告書(様式1)により通報するものとする。

談合情報について事情聴取等の調査を行なった場合には、調査結果等についても公正取引委員会へ報告するものとする。なお報告に際しては、談合情報報告書(様式1)、事情聴取書(様式2)、誓約書(様式3)、入札結果の写し等を送付するものとする。

(2) (1)により公正取引委員会へ通報又は報告したものについては、原則として岡山県津山警察署及び岡山県土木部監理課へも同様の報告をするものとする。

9 津山圏域資源循環施設組合物品調達業者指名委員会が所管する案件への適用

津山圏域資源循環施設組合同談合情報マニュアルは、津山圏域資源循環施設組合物品調達業者指名委員会が所管する案件にも適用する。

なお、「津山圏域資源循環施設組合物品調達業者指名委員会」とあるのは「津山圏域資源循環施設組合物品調達業者指名委員会」と読み替え、「入札」には見

積もり入札も含むものとする。

#### 10 施行期日

このマニュアルは、平成24年8月1日から施行する。